

因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏
連携協約書

平成30年4月1日

鳥取市・新温泉町

鳥取市及び美方郡新温泉町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約

鳥取市（以下「甲」という。）及び美方郡新温泉町（以下「乙」という。）は、連携中枢都市圏構想推進要綱（平成26年8月25日付け総行市第200号総務省自治行政局長通知）により、鳥取県鳥取市及び岩美郡岩美町、八頭郡若桜町、智頭町、八頭町並びに兵庫県美方郡新温泉町で構成される圏域（以下「圏域」という。）において連携中枢都市圏を形成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、次のとおり連携協約を締結する。

（目的）

第1条 この連携協約は、圏域における連携中枢都市圏構想を推進するに当たり、圏域全体の経済成長のけん引、高次都市機能の集積・強化及び圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取組を、甲及び乙がそれぞれ役割を分担し、連携して取り組むことにより、人口減少・少子高齢化社会にあっても、一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済が維持され、住民の暮らしを支えることが可能な魅力あふれる圏域を形成することを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次条に規定する取組について、相互に連携を図るものとする。

（連携する取組及び役割分担）

第3条 甲及び乙が相互に連携する取組及びそれぞれの役割分担は、別表に掲げるとおりとする。

（事務執行に当たっての連携、協力及び費用分担）

第4条 前条に規定する取組を推進するために、甲及び乙は、相互に役割を分担して連携し、又は協力して事務の執行に当たるものとする。

2 前項の規定により必要となる手続又は人員確保に係る負担及び前条に規定する取組を推進するために要する費用の負担については、甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

（定期的な協議）

第5条 甲及び乙の長は、連携中枢都市圏の取組に関する連絡調整を図るため、毎年度協議するものとする。

この連携協約の締結を証するため、本連携協約書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する

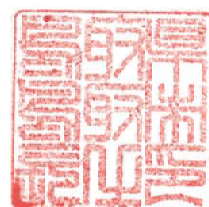
平成30年4月1日

甲 鳥取県鳥取市尚徳町116番地

鳥取市

鳥取市長

深澤義彦

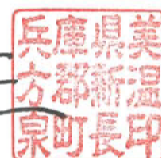


乙 兵庫県美方郡新温泉町浜坂2673番地の1

新温泉町

新温泉町長

西木子金良三



別表（第3条関係）

1 圏域全体の経済成長のけん引

連携協約項目		甲の役割	乙の役割
連携施策	取組の内容		
産学金官民一体となった経済戦略の策定、国の成長戦略実施のための体制整備	圏域の経済成長を図るため、産学金官民一体となったビジョン懇談会等の推進体制を整備・運営し、連携中枢都市圏ビジョンの策定、進捗管理等に取り組む。	乙と連携して、連携中枢都市圏ビジョンの進捗管理を行うとともに、経済成長の推進に中心となって取り組む。	甲と連携して、連携中枢都市圏ビジョンの進捗管理に協力するとともに、経済成長の推進に取り組む。
産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成	産業クラスターの形成、イノベーションの実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成のため、地域商社事業をはじめとした各種事業に連携して取り組む。	乙と連携して、地域企業等の成長促進に中心となって取り組む。	甲と連携して、地域企業等の成長促進に取り組む。
地域資源を活用した地域経済の裾野拡大	地域資源を活用した地域経済の裾野拡大のため、圏域製品の生産拡大につながる、新規販路開拓、新商品開発、担い手の育成等の各種事業に連携して取り組む。	乙と連携して、地域経済の裾野拡大に中心となって取り組む。	甲と連携して、地域経済の裾野拡大に取り組む。
戦略的な観光施策	圏域全体の観光産業の活性化と観光誘客の促進のため、戦略的な観光施策に連携して取り組む。	乙と連携して、戦略的な観光施策の推進に中心となって取り組む。	甲と連携して、戦略的な観光施策の推進に取り組む。
その他圏域全体の経済成長のけん引に係る施策	上記以外の経済活性化に資する施策に連携して取り組む。	乙と連携して、経済成長のけん引に中心となって取り組む。	甲と連携して、経済成長のけん引に取り組む。

2 高次の都市機能の集積・強化

連携協約項目		甲の役割	乙の役割
連携施策	取組の内容		
高度な医療サービスの提供	圏域住民への高度な医療サービス提供に向けた、各種連携事業に取り組む。	高度な医療サービスの提供等に取り組む。	甲の取組に協力する。
高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築	高度な中心拠点を整備するとともに、広域的公共交通網の維持及び利便性の向上に向け、各種連携事業に取り組む。	高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築等に取り組む。	甲の取組に協力する。
高等教育・研究開発の環境整備	高等教育機関等と連携し、人材育成及び地域振興に向け、各種連携事業に取り組む。	高等教育の環境整備等に取り組む。	甲の取組に協力する。
その他高次の都市機能の集積・強化に係る施策	上記以外の高次の都市機能の集積・強化に係る施策に連携して取り組む。	上記以外の高次の都市機能の集積・強化に係る施策に取り組む。	甲の取組に協力する。

3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

(1) 生活機能の強化に係る政策分野

連携協約項目		甲の役割	乙の役割
連携施策	取組の内容		
地域医療	医療を安定的に提供できる体制を確保し、医療体制の充実を図るため、看護・医療系人材の育成・確保に係る取り組み、病児・病後児保育施設の相互利用等の各種連携事業に取り組む。	乙と連携して、医療体制の充実に取り組む。	甲と連携して、医療体制の充実に取り組む。
介護	圏域の介護福祉サービスの充実を図るため、生活圏域での在宅医療・介護連携（地域包括ケアシステム）の推進の取り組み等の各種連携事業に取り組む。	乙と連携して、介護の充実に取り組む。	甲と連携して、介護の充実に取り組む。
福祉	圏域の福祉サービスの充実を図るため、福祉サービス基盤の整備や福祉サービスの連携を促進する各種連携事業に取り組む。	乙と連携して、福祉の充実に取り組む。	甲と連携して、福祉の充実に取り組む。
教育・文化・スポーツ	教育・文化・スポーツの振興の充実を図るため、圏域の文化財情報連携事業をはじめ、図書館の相互利用等の各種連携事業に取り組む。	乙と連携して、教育・文化・スポーツの振興に取り組む。	甲と連携して、教育・文化・スポーツの振興に取り組む。
土地利用	規模や地域特性を活かした都市空間の再形成や農業の展開その他の地域全体の土地利用のあり方に関して連携して取り組む。	乙と連携して、土地利用のあり方に関して連携して取り組む。	甲と連携して、土地利用のあり方に関して連携して取り組む。
地域振興	地域におけるにぎわいの創出や地域の観光資源の開発等により地域振興の充実を図るため、各種連携事業に取り組む。	乙と連携して、地域振興に取り組む。	甲と連携して、地域振興に取り組む。
災害対策	圏域全体での防災力の向上を図り、災害に強い圏域を実現するため、圏域内の災害相互支援等の各種連携事業に取り組む。	乙と連携して、災害対策に取り組む。	甲と連携して、災害対策に取り組む。
環境	圏域での地球温暖化対策を推進するため、ごみ減量化対策や、自然エネルギー活用の促進等の各種連携事業に取り組む。	乙と連携して、環境対策に取り組む。	甲と連携して、環境対策に取り組む。
上記に掲げるもののほか、生活機能の強化に係る連携	上記以外の生活機能の強化に係る施策に連携して取り組む。	乙と連携して、生活機能の強化に取り組む。	甲と連携して、生活機能の強化に取り組む。

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

連携協約項目		甲の役割	乙の役割
連携施策	取組の内容		
地域公共交通	利便性の高い地域公共交通の構築を図るため、圏域内における公共交通の共通課題の解決に向けた調査研究、実証運行等の各種連携事業に取り組む。	乙と連携して、地域公共交通の充実に取り組む。	甲と連携して、地域公共交通の充実に取り組む。
ICTインフラ整備	ICTインフラを活用した圏域内の交流促進と利便性の向上を図るための各種連携事業に取り組む。	乙と連携して、ICTインフラ整備に取り組む。	甲と連携して、ICTインフラ整備に取り組む。
道路等の交通インフラの整備・維持	圏域内の道路ネットワークの整備をはじめとした、道路等の交通インフラの整備・促進の各種連携事業に取り組む。	乙と連携して、道路等の交通インフラの整備・維持に取り組む。	甲と連携して、道路等の交通インフラの整備・維持に取り組む。
地域の生産者や消費者等の連携による地産地消	地域の生産者や消費者等の連携による地産地消を図るため、圏域の特産品の育成支援及び物流・販売システムの構築等の各種連携事業に取り組む。	乙と連携して、地産地消の推進に取り組む。	甲と連携して、地産地消の推進に取り組む。
地域内外の住民との交流・移住促進	地域内外の住民との交流・移住促進に取り組む。	乙と連携して、交流・移住促進に取り組む。	甲と連携して、交流・移住促進に取り組む。
上記に掲げるもののほか、結びつきやネットワークの強化に係る連携	上記以外の結びつきやネットワークの強化に係る施策に連携して取り組む。	乙と連携して、結びつきやネットワークの強化に取り組む。	甲と連携して、結びつきやネットワークの強化に取り組む。

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

連携協約項目		甲の役割	乙の役割
連携施策	取組の内容		
人材の育成	圏域内市町職員の育成を図るため、能力、資質、政策課題対応能力等を高める、合同職員研修等の各種連携事業に取り組む。	乙と連携して、人材の育成に取り組む。	甲と連携して、人材の育成に取り組む。
外部からの行政及び民間人材の確保	外部からの人材の確保をすることで圏域全体の活性化の取組等の強化を図るため各種連携事業に取り組む。	乙と連携して、外部からの行政及び民間人材の確保に取り組む。	甲と連携して、外部からの行政及び民間人材の確保に取り組む。
圏域内市町村の職員等の交流	圏域内市町村の職員等の交流を図るため、公共施設点検研修を実施する等、各種連携事業に取り組む。	乙と連携して、圏域内市町村の職員等の交流に取り組む。	甲と連携して、圏域内市町村の職員等の交流に取り組む。
上記に掲げるもののほか、圏域マネジメント能力の強化に係る連携	上記以外の圏域マネジメント能力の強化に係る施策に連携して取り組む。	乙と連携して、圏域マネジメント能力の強化に取り組む。	甲と連携して、圏域マネジメント能力の強化に取り組む。